

第2章 核兵器の非人道性とその規制について（講演録）

平岡 敬

ローマ教皇フランシスコが十一月、広島を訪れた際のスピーチで「戦争のために原子力を使うのは犯罪です」と述べた。さらに「核兵器の使用も保有も倫理に反する」と力強く訴えた。バチカン市国は早くから核兵器の強大な破壊力とその非人道性について懸念を持っていたと思われる。一九四二年、米国は極秘に原爆を製造するマンハッタン計画をスタートさせた。その翌年、当時の教皇ピウス二世は「核分裂の連鎖反応を爆発として起こしてはならない」と警告した。

核兵器の非人道性については、原爆を製造した米国の科学者も予感しており、その使用に警告を發していた。

一九四五年六月、シカゴ大学の「政治的・社会的問題に関する委員会報告」（フランク報告）は「無差別な被害を与え、強力な破壊力を發揮する新兵器」を無警告で使用すれば、米国は世界から非難されるだろうとの危惧を示している。そして四五年七月一六日、ニューメキシコ州アラモゴードで実施された核実験を見たロバート・オツペンハイマーは「われわれは『死神』、世界の破壊者になったのだ」と言った。

一方、広島（八月六日）、長崎（八月九日）と続けて原爆攻撃を受けた日本政府は、その被害の甚大さに驚き、八月十日、スイス政府を通じて米国に抗議した。

「今や新奇にして、かつ従来いかなる兵器、投射物にも比しえざる惨虐性を有する本件爆弾を使用せるは、人類文化に対する新たなる罪状なり。帝国政府は自らの名において、かつ全人類および文明の名において米国政府を糾弾するとともに、即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す」

日米双方とも原爆の非人道性を認識していたが、日本の抗議は無視され、その後、米国は今日に至るまで残虐な影響を隠蔽し、原爆使用の正当性を主張し続けている。

国際法上の核兵器使用の問題性を指摘した日本の主張は、敗戦後の日本政府に受け継がれなかった。

戦後、広島、長崎の被害が明らかになるにつれ、世界中で原爆の非人道性を非難する声が起こった。国際政治の場では、原子力の国際管理構想が検討された（一九四六年）が、米国の核兵器独占に反対するソ連によって、交渉は失敗した。

一九四九年八月、ソ連が核実験に成功して以来、核抑止論に基づく核軍拡競争が始まり、英、仏、中国が核保有国となり、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮が続いた。その間、核実験禁止や核兵器不拡散などの交渉が続けられたものの、核兵器廃絶への道は極めて険しい状況が続いている。

このような状況のなかで重要なことは、核兵器の法的禁止の枠組みをつくることである。

核兵器の非人道性・残虐性を告発する裁判を起こしたのは岡本尚一弁護士（一八九一～一九五八）である。これは世界で初めて核兵器の違法性を問う裁判であった。

私は新聞記者だった一九六六年に、この裁判の経緯と意義について連載記事を書いた。

岡本弁護士は亡くなっていったが、裁判を引き継いだ松井康浩弁護士、古関敏正裁判長ら関係者に会って、話を聞いた。

岡本弁護士は一九四六年から二年間、東京での極東国際軍事裁判で元軍務局長武藤章（一九四八年絞首刑）の主任弁護士であった。

彼はA級戦犯たちの国際法違反を裁くのなら、明らかに残虐行為である原爆攻撃は国際法違反であり、裁かれなければならないと考えた。米ソの核軍備競争が激化するなか、原水爆の使用が現実味を帯びてきているだけに、核戦争を防がなければならない。そのためには広島、長崎の非戦闘員に対する無差別、大量殺害は国際法に違反する行為であり、その責任を明らかにすることが原水爆の使用を阻止する手段になるとして、米国を訴えようとした。しかし米国での裁判は費用の点などで難しかったので、日本で問題提起することにした。

一九五五年四月、岡本弁護士は東京地裁へ「原爆による損害賠償を請求する訴え」を起こした。この裁判は原告の一人下田隆一の名をとって「下田ケース」と呼ばれている。法律上の主な争点は①原爆投下が国際法に違反するかどうか、②もし違反するとすれば、米国はどのような責任を負うのか、③被爆者個人に損害賠償の請求権があるかどうか、④平

和条約で日本政府が放棄した請求権の解釈はどうか——の四点である。

民事訴訟の手續きの下で、戦時国際法の問題に取り組むのは、困難な作業であった。裁判を担当した古関敏正判事は、国際法には馴染みがないため、専門家の意見を聞くことにした。

原告側は安井郁法政大学教授、被告側は高野雄一東京大学教授に鑑定を依頼し、さらに田畑茂二郎京都大学教授が加わった。一九六二年、法廷に提出された三人の鑑定書は、いづれもニュアンスは違うものの「原爆投下は国際法に違反する」という結論を出した。

一九六三年一月七日、古関裁判長は判決文で、原爆攻撃は国際法に違反するとの判断を示し、次のように述べた。

「破壊力、殺傷力において、従来の兵器よりはるかに大きいだけでなく、人体に種々の苦痛ないし悪影響をもたらす点において、原子爆弾は従来のあらゆる兵器と異なる特質を有するものであり、まさに残酷な兵器であるといわなければならない。」

「原子爆弾の破壊力は巨大であるが、それは当時において果して軍事上適切な効果のあるものかどうか、またその必要があったかどうかは疑わしいし、（中略）原子爆弾のも

たらず苦痛は、毒、毒ガス以上のものといっても過言ではなく、このような残酷な爆弾を投下した行為は、不必要な苦痛を与えてはならないという戦争法の基本原則に違反しているということができよう」

ただし被爆者の賠償請求権については「国内法上の請求権についても、日米両国の国内裁判所のいずれにおいてもその救済を求めるとはできない」とした。しかし、判決文の最後で、裁判長は次のような思いを付け加えている。

「人類の歴史始まって以来の大規模、かつ強力な破壊力をもつ原子爆弾の投下によって損害を被った国民に対して、心から同情の念を抱かない者はないであろう。戦争を全く廃止するか少くとも最少限に制限し、それによる惨禍を最少限にとどめることは、人類共通の希望であり、そのためにわれわれ人類は日夜努力を重ねているのである。（中略）国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み、十分な救済を執る

べきことは、多言を要しないであろう。

しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果たさなければならぬ職責である。しかも、そういう手続きによつてこそ、訴訟当事者だけでなく、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであつて、そこに立法及び立法に基く行政の存在理由がある。終戦後十数年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはどうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおれないのである」

判決文にみられるこの異例の感想は、原爆の非人道性と被害者救済の必要を訴える古関裁判長の心情の吐露であつた。彼は私に「難しい裁判だったが、国際法と正面からぶつかった。この問題から逃げるべきではないと思つた」と、その心構えを語つた。政治的な問題で判断を避ける傾向のある近年の裁判例をみると、古関裁判長の覚悟は立派だと思つた。また松井弁護士は「被爆者団体と充分に提携出来なかつたことに悔いが残る」と話して

裁判は原告の敗訴であったが、原爆攻撃を国際法違反とした判決は、外国などからの批判があつたとはいへ、法的評価の必要性を再認識する契機となる有意義な裁判であつた。

一九八六年、ニュージーランドの市民グループが「核兵器使用が国際法の下で合法か」という問題について、国際司法裁判所（ICJ）の意見を求めようという運動を始めた。その声は世界に広がって次第に大きくなり、一九九〇年に「世界法廷プロジェクト」が発足、反核運動の推進力となった。

核兵器反対の潮流が強まるなか、一九九四年、国連総会で「核兵器の使用・威嚇は国際法の下で許されるか」について、ICJの勧告的意見を求める決議案が可決された。

国連の要請を受けたICJは、国連加盟国に陳述書の提出と口頭陳述を求めた。

一九九五年、日本政府は最初の陳述書で「核兵器使用は国際法違反とは言えない」という文言を盛り込んでいたが、反核団体などの反対で削除した。そして「核兵器の使用は人道主義の精神に合致しない」という陳述書を出したが、「実定国際法に違反するとは言えない」という考えを表明していた。そこには米国に対する配慮があつたが、ICJの要請に従い、陳述人に広島、長崎両市長を申請した。

一九九五年十一月七日、当時広島市長を務めていた私は、ハーグのICJ法廷で、被爆の惨状を述べた後、東京地裁での「原爆裁判」の判決を念頭に置いて、次のように陳述した。

「核兵器が恐ろしいのは、その強大な破壊力はもちろんですが、後代にまで影響を及ぼす放射線を発するからです。戦争が終わり、平和を回復して五〇年たった今、なおも多くの人が放射線後障害に苦しんでいることほど残酷なことはありません。つまり、核兵器による被害は、これまで国際法で使用を禁じられているどの兵器よりも残酷で、非人道的なものです。

国際法にいう、一般市民に対する攻撃の禁止と、人間に不必要な苦しみをもたらす大量破壊兵器の使用が過去において、国際宣言や拘束力ある協定によって禁止されたことの根底には、人道的な思想が流れています。これこそが近代ヨーロッパから発した国際法の本質であります。（中略）

一八六八年の「セント・ペテルスブルグ宣言」、一八九九年の「特殊弾丸の使用禁止の宣言」（ダムダム弾の禁止に関するハーグ宣言）、一九〇七年の「ハーグ陸戦条規」（陸戦ノ法

規慣例ニ関スル条約附属書陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則)の第二三条、一九二五年の「毒ガス等の禁止に關する議定書」、一九七二年の「生物・毒素兵器禁止条約」などが生まれた底流には、人間の非理性的行為を防止しようとする人道主義が存在します。さらに、一九六一年の国連総会では、「核兵器・熱核兵器の使用は、戦争の範囲を超え、人類と文明に対し、無差別の苦しみと破壊を引き起こし、国際法規と人道の法に違反するものである」を内容とする「核兵器と熱核兵器の使用を禁止する宣言」が決議(国連総会決議一六五三 XVI)されております。

市民を大量無差別に殺傷し、しかも、今日に至るまで放射線障害による苦痛を人間に与え続ける核兵器の使用が国際法に違反することは明らかであります。また、核兵器の開發・保有・実験も非核保有国にとっては、強烈な威嚇であり、国際法に反するものです。(中略)

私たちは、広島・長崎の体験に基づいて核兵器の問題を考えると、さらに核保有国の核実験場周辺の被曝住民の苦しみを知らるとき、核兵器廃絶を明確にする条約を結ぶことによって、世界は希望の未来へと足を踏み入れることができるのです」

陳述で、私は核兵器を禁止する国際的条約の必要性を訴えたが、日本政府は広島・長崎両市長の発言は「日本政府の見解と違う」と主張するばかりであった。

私は日本側のこのちぐはぐな対応を、一四名の裁判官はどう受け止めるだろうか、と案じていた。

ICJは一九九六年七月八日、「核兵器の使用または威嚇は国際人道法の諸原則に一般的に違反する」との勧告的意見を発表、核軍縮交渉の妥結を求めた。

ただ「国家の存亡が危殆にひんするような極限的な状況での核兵器の威嚇または使用が合法か違法かについて、当裁判所は明確な結論を下すことはできない」として、核兵器の禁止を明示しなかったため、核兵器使用の可能性を残してしまった。

ICJの勧告的意見は核兵器使用へのブレーキとなったものの、新たな核兵器保有国の出現を防ぐための核兵器拡散防止条約（NPT）第六条に規定された核兵器保有国の「誠実な核軍縮交渉」は全く進展せず、核兵器の脅威が続くことに非核兵器国や国際世論の不満が高まった。

このためオーストリアなどが主導して二〇一六年に国連で「核兵器禁止条約」の交渉が

始まり、二〇一七年七月七日、一二二カ国・地域が賛成して採択された。五〇カ国が賛成すれば、九〇日後に発効するが、二〇一九年一〇月末現在、批准した国・地域は三三、署名は七九か国となっている。

「核の傘」に頼る日本や北大西洋条約機構（NATO）諸国は反対したが、被爆国としての日本の行動は広島・長崎の被爆者や核兵器禁止条約をつくった国際世論の失望を招いている。しかし、この条約が核兵器や核抑止力の非人道性を法的に規定し、核兵器に「悪」の汚名を着せたことは、大きな前進であった。

二〇一九年八月、米口の中距離核戦力（INF）廃棄条約が失効した。米ソは核兵器開発に力を入れ、新たな核軍拡競争が始まるうとしている。中国もまた対抗姿勢を打ち出している。

二〇二〇年春、核拡散防止条約再検討会議が開かれるが、核兵器禁止条約をめぐる核兵器保有国と非保有国との溝は深く、合意文書が採択されるかどうか、予断を許さない。

核兵器のない世界を求める人々の願いに反して、現在地球上には約一万四千発の核弾頭が存在し、さらなる拡散やテロリズムの危険性がある。

世界の核状況は確実に悪化している。

日本政府は一九九四年以来、毎年、国連総会第一委員会に核廃絶決議案を提出している。「唯一の戦争被爆国」としての日本の核兵器に対する姿勢を国際社会にアピールするものだが、今年一〇月提出した決議案には、昨年まで記載されていた「核使用による破滅的な人道上の結末に対する深い懸念」という文言が削除された。

核兵器の非人道性に対する懸念こそ、核兵器廃絶の理念の支柱である。その文言の削除は、核兵器の非合法化に水を差すものであり、日本政府の非核政策の後退は遺憾と言わざるをえない。

今年一月、米国の『核科学者紀要』(The Bulletin of the Atomic Scientists) は「世界終末時計」の針は、地球破滅まで二分前を指していると発表した。

世界の破滅を避けるために、今こそ、広島、長崎の惨禍を想起するとともに、国際人道法と国際人権法の原則の再確認が必要である。